経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第六項第八号中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改める。

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

内閣府・厚生労働省令第二号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第六項第八号中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改める。

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

内閣府・農林水産省令第二号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

次に掲げる命令の規定中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改める。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第一号）第三十四条第六項第八号

二　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第二号）第二十七条第六項第八号

三　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第九十五条第四項第八号

附　則

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

省　令

○財務省令第四号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、及び株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第六十条の規定に基づき、株式会社企業再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日　財務大臣　麻生　太郎

株式会社企業再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令

株式会社企業再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成二十一年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

題名中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に、「不動産に関する権利」を「不動産権利等」に改める。

本則中「株式会社企業再生支援機構が」を「株式会社地域経済活性化支援機構が」に、「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「不動産に関する権利の」を「不動産権利等（以下「不動産権利等」という。）の」に、「係る不動産に関する権利」を「係る不動産権利等」に、「不動産に関する権利を取得した」を「不動産権利等を取得した」に改める。

附　則

この省令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

○財務省令第五号

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第二十四条の二第一項第一号ロ及び第二項第五号の規定に基づき、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日　財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の六第一項第二号中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「再生支援をする株式会社企業再生支援機構」を「再生支援（イ及びロにおいて「再生支援」という。）をする場合（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）の株式会社地域経済活性化支援機構」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該再生支援に係る株式会社地域経済活性化支援機構法第二十五条第四項（再生支援決定）に規定する再生支援をするかどうかの決定が、同法第十六条第一項（権限）の委員会の同項に規定する決定により行われるものであること。

ロ　当該再生支援に係る株式会社地域経済活性化支援機構法第二十六条第一項（買取申込み等の求め）に規定する関係金融機関等に対する買取申込み等（同項に規定する買取申込み等をいう。）の求めが、同項第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法又は同号に掲げる申込み若しくは同項第二号に掲げる同意のいずれかをする旨の回答をするように求める方法のいずれかにより行われるものであること。

第八条の六第二項中「株式会社企業再生支援機構又は同条第二項第二号」を「株式会社地域経済活性化支援機構が信託の受託者として有する債権（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第一号（業務の範囲）に掲げる業務に係るものに限る。）又は令第二十四条の二第二項第二号」に改める。

附　則

この省令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行の日から施行する。